

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（介護サービス包括型共同生活援助）グループホームあゆみハイツ・グループホーム第二わかばハイツ  
運営規定

（事業の目的）

第 1 条 医療法人和光会が設置する、グループホームあゆみハイツ・グループホーム第二わかばハイツ（以下「事業所」という。）を主たる事業所として実施する指定障害福祉サービス事業の（介護サービス包括型共同生活援助）（以下「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 10 項及び第 16 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、入浴、排せつ若しくは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助かつ効果的に行う。

- 2 事業所は、共同生活援助の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 事業所は、利用者の退居の際には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。
- 5 前四項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準」という。）及び「福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 24 年福岡県条例第五十七号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (1) 名 称 | グループホーム あゆみハイツ (主たる事業所) |
| 所在地     | 福岡県田川市大字夏吉 151 番地       |
| (2) 名 称 | グループホーム 第二わかばハイツ        |
| 所在地     | 福岡県田川市大字夏吉 148 番 2      |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名 (常勤専従)

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価を行うとともに、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。なお、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

- (3) 世話人 4名以上 (常勤・非常勤専従)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

- (4) 生活支援員 1名 (常勤兼務)

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護等を行う。

(入居定員)

第5条 事業所における、各共同生活住居の利用定員は次のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) グループホームあゆみハイツ   | 12名 |
| (2) グループホーム第二わかばハイツ | 18名 |

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 精神障害者

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は次の (1) から (6) のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 健康管理・金銭管理の援助
- (3) 余暇活動の支援

- (4) 関係機関等の連絡調整
- (5) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (6) 食事の提供

(指定共同生活援助の取扱方針及び個別支援計画の作成)

第8条 この事業所が提供する指定共同生活援助は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、指定共同生活援助の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- (2) 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (3) 従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 事業所は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この事業所は、次の通り個別支援計画を作成する。

- (1) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- (2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- (3) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
- (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助ごとの目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、施設が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- (5) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開

催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求める。

- (6) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書によりその同意を得る。
- (7) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付する。
- (8) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - ① 定期的に利用者に面接する
  - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
- (10) 第2項（1）から（7）までは（8）に規定する個別支援計画の変更についても同様とする。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定共同生活援助を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者から受領する。
- 3 次に定める費用については、毎月20日に当該月分を支給決定障害者から徴収し、残金が生じたときは、支給決定障害者にその残金を返還するものとする。

(1) 家 賃

グループホームあゆみハイツ

月額 25,000円（税込）（日割り計算は日額833円）

グループホーム第二わかばハイツ

月額 30,000円（税込）（日割り計算は日額1,000円）

(2) 光熱費 月額 実費

(3) 食材料費 日額 朝食264円（税込） 昼食319円（税込） 夕食319円（税込）

(4) 日用品等日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（実費）

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について書面によって説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次の規定する内容に留意すること。

- (1) 建物、付属施設、備品等を大切に使用すること
- (2) 居室は常に清潔にしておくこと
- (3) 他の入居者に対して日常生活及び睡眠等を妨げる行為をしないこと
- (4) 火気には特に注意すること（喫煙は所定の場所以外は全面禁煙）
- (5) 施設内の風紀秩序の維持に努めること
- (6) 玄関の戸締り施錠は各自責任をもって行い、鍵の取扱については充分注意すること

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 現に共同生活援助の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県知事及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及

び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業者は、火災、風水害、地震等の種類ごとに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第15条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情解決)

第18条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等苦情解決体制を整備

し、制度の概要及び第三者委員への直接の連絡先を利用者及びその家族に対し周知徹底するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
  - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
  - (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
    - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
    - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
    - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
    - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
    - (5) 食事を与えないこと。
    - (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
    - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
    - (8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
    - (9) 性的な嫌がらせをすること。
    - (10) 当該利用者を無視すること。
    - (11) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(掲示)

第20条 事業者は、共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする

(協力医療機関等)

- 第21条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、協力歯科医療機関を定めるよう努める。
- 2 事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める。
  - 3 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業所に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るものとする。
  - 5 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないものとする。
  - 6 事業所は、従業員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
  - 7 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人和光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規定は、平成 18 年 10 月 01 日から施行する。

平成 19 年 04 月 01 日

平成 24 年 07 月 01 日

平成 25 年 07 月 01 日

平成 26 年 04 月 01 日

平成 26 年 09 月 01 日

平成 26 年 11 月 01 日

平成 27 年 03 月 01 日

平成 27 年 04 月 01 日

平成 30 年 07 月 01 日

平成 31 年 04 月 01 日

令和 02 年 10 月 01 日

令和 03 年 11 月 01 日

令和 04 年 03 月 01 日

令和 04 年 03 月 01 日

令和 04 年 12 月 01 日

令和 05 年 05 月 01 日

令和 06 年 04 月 01 日

令和 07 年 06 月 01 日

令和 07 年 07 月 01 日

令和 08 年 04 月 01 日